

観参第208号
令和8年6月1日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、令和8年5月29日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方
よろしく申し上げます。

観参第208号
令和8年6月1日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、令和8年5月29日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方
よろしく申し上げます。